

東京都推奨携帯電話端末申請要綱

平成 23 年 9 月 1 日
23 青総青第 611 号
改正 平成 30 年 10 月 30 日
30 青総青第 806 号
改正 平成 30 年 12 月 6 日
30 青総青第 955 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和 39 年東京都条例第 181 号）第 5 条の 2 第 1 項及び東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成 16 年東京都規則第 98 号。以下「規則」という。）第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づく携帯電話端末又は PHS 端末（これらの端末において利用可能な特定の機能があらかじめ付加された状態のものを含む。以下「端末」という。）の推奨申請につき、必要な事項を定めるものとする。

(申請方法)

第 2 条 端末について推奨を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請に係る端末ごとに、別記様式第 1 号「端末推奨申請書」に必要事項を記載するとともに、規則第 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する区分ごとの要件並びに同項第 2 号及び第 3 号に規定する要件に適合していることを証する書類を添付して提出しなければならない。

(推奨の手続き)

第 3 条 申請者は、前条の規定により申請を行ったときは、規則第 2 条の 3 に規定する東京都推奨携帯電話端末等検討委員会（以下「検討委員会」という。）の求めに応じ、申請に係る端末の詳細について、継続かつ適切に当該端末を提供できること等の説明を行わなければならない。

2 検討委員会は、申請された端末を別表により評価し意見を表明するものとする。

3 知事は、前項で示された検討委員会からの意見を聴いた上で規則第 2 条の 2 第 1 項に規定する推奨基準に適合していると認める場合には、これを推奨するものとする。

(欠格事由)

第 4 条 申請者が、次の各号いずれかに該当する場合は、推奨しないものとする。

一 宗教活動又は政治活動若しくは政党、その他特定の団体を支持し又は反対することを目的として結成されたもの

二 刑事事件に関し、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）

三 公序良俗に反する活動を行うもの

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与している法人等

五 プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事會勧告に沿った規定を含む個人情報の保護に関する法令が定められた国・地域以外で設計された機能又はこれに準ずる事情が認められるものについて、以下の理由により青少年・治安対策本部総合対策部青少年課（以下「青少年課」という。）の求める情報を提供する

ことが困難であると認められるもの

- (1) 個人情報の保護やセキュリティの確保方策等に係る機能の設計等に関する情報について、申請者が属する国の法令による規制により提供することが困難であるとき
- (2) 前(1)の情報について、申請者の判断等により提供しないとき

(推奨の通知)

第5条 知事は、第3条第3項により推奨することとしたときは、別記様式第2号「推奨決定通知書」により申請者に通知するものとする。

2 知事は、第3条の手続きを経た上で推奨をしないこととしたときは、別記様式第3号「非推奨通知書」により申請者に通知するものとする。

(推奨後の確認)

第6条 知事は、必要に応じて、第3条第3項により推奨した端末が、引き続き規則第2条の2第1項に規定する推奨基準に適合しているか否かについて確認することができる。

2 前項の確認は、第2条により提出された「端末推奨申請書」の記載事項その他第3条に規定する手続きにおいて前項の端末が規則第2条の2第1項に規定する推奨基準に適合していると認められる理由となった事項について、推奨を受けた者（以下「被推奨者」という。）からの報告を徴収することにより行う。

(推奨の取消し)

第7条 知事は、次の各号いずれかに該当し、必要があると認めるときは、第3条第3項の推奨を取り消すことができる。

- 一 被推奨者から、推奨された端末の提供停止に関する別記様式第4号「推奨取消申請書」により取消し申請があったとき
- 二 第2条に規定する申請に虚偽があることが判明したとき
- 三 第4条各号に規定する欠格事由に該当することが判明したとき
- 四 前条第1項による確認の結果、推奨された端末が推奨基準に適合していないことが判明したとき
- 五 被推奨者が前条第2項による報告の徴収の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたとき

(推奨の取消しの通知)

第8条 知事は、前条の規定により推奨の取消しをした場合は、別記様式第5号「推奨取消通知書」により被推奨者に通知するものとする。

(指定の公表)

第9条 知事は、第3条第3項の規定により推奨した場合及び第7条により推奨の取消しをした場合には、その旨を公表するものとする。ただし、推奨した場合の公表で被推奨者側の機密情報に係る場合には、被推奨者と協議することとする。

2 前項による公表の手段は、次に掲げる方法による。

- (1) 東京都青少年・治安対策本部ホームページによる公表
- (2) 広報媒体を使用した公表

(各種届出)

第10条 被推奨者は、申請以外に必要な事項について、次に掲げる場合には必ず届出を行わなければならない。

- (1) 推奨された端末について通知時と変更が生じるとき
- (2) 社名を変更するとき

2 その他、届出が必要と考えられる事情が生じた場合には、被推奨者と青少年課が協議の上、届出を行うものとする。

3 届出は、別記様式第6号「関連事項（変更・届出）書」に必要事項を記載して提出することにより行う。

（事務）

第11条 各種手続き等に関する事務は、青少年課が行う。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月6日から施行する。

《携帯電話端末等の推奨検討にかかる評価基準》

- 以下に定める要件1（イ・ロのうち、該当する区分）及び要件2～3を全て満たし、青少年の利用に関して青少年の健全な育成に配慮しているものであること。

	推 奨 基 準	評 価 の 視 点
要件 1	■ 規則第2条の2第1項第1号 イ（おおむね小学生程度）	
	(1) 青少年が携帯電話端末又はPHS端末を利用して保護者の望まない相手と連絡を取ることを防止できること	<ul style="list-style-type: none"> ※ 保護者が登録した相手とのみ通話やメールの発着信ができるような機能が想定される。 ※ 携帯電話端末又はPHS端末のアドレス帳へ登録できる件数が限られていることや、メール機能（ショートメールを含む。）がないことが望ましい。
	(2) 青少年による携帯電話端末又はPHS端末での連絡を取るための利用において、青少年の家庭の状況に応じてその利用を最小限にとどめられること	<ul style="list-style-type: none"> ※ 利用料金上限の設定や、端末の起動制限ができる機能が想定される。 ※ 上記(1)に該当すれば、青少年による携帯電話端末又はPHS端末で連絡を取るための利用は、最低限にとどめられると解釈され、本規則にも該当する。
	(3) 青少年が携帯電話端末又はPHS端末を利用してウェブサイトを利用することができないこと	<ul style="list-style-type: none"> ※ 携帯電話端末又はPHS端末にウェブサイト利用の機能がないか又はウェブサイトへ接続できる契約を行わないなど、全制限ができる機能が想定される。
	(4) 連絡を取るための機能以外の機能がないこと又は青少年の家庭の状況に応じて青少年の健全な育成を図る観点から必要が認められない機能を保護者が適切に制限できること	<ul style="list-style-type: none"> ※ 保護者が必要性を認めない機能（例：アプリ、カメラ及びワンセグ機能等）の利用を制限できる機能が想定される。 ※ 電卓、メモ及びアラーム等の機能がないこと又はそれらの機能を制限できることまでは要さない。
	■ 規則第2条の2第1項第1号 ロ（おおむね中学生程度）	
	(1) 青少年が携帯電話端末又はPHS端末を利用して青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある相手と連絡を取ることを防止できること	<ul style="list-style-type: none"> ※ 個別の相手に対し、電話やメールの発着信を制限できる機能が想定される。 ※ 大量送信メール、なりすましメール等を受信できない機能設定など。
(2) 青少年の家庭の状況に応じて青少年による携帯電話端末又はPHS端末の深夜の利用を適切に制限できるとともに、青少年の生活習慣を乱すような携帯電話端末又はPHS端末の利用及び依存的な利用を抑止できること	<ul style="list-style-type: none"> ※ メール、ウェブサイト又はアプリ等の利用を、時間帯により制限できる機能や利用料金上限の設定が想定される。 	

要件 1	<p>(3) 保護者が、利用者である青少年のプライバシーに配慮しつつ、必要に応じて青少年の<u>携帯電話端末又はPHS端末の利用状況を適切に把握することができること</u></p>	<p>※ 通話料、通信料等の利用料金の内訳が把握できる利用明細を、保護者が確認できる機能が想定される。</p> <p>※ 通話料や通信料等があらかじめ設定した一定額に達した場合、保護者にメール等で知らせることができる機能が想定される。</p>
	<p>(4) 青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）の閲覧を制限するために、青少年が、<u>携帯電話端末又はPHS端末のインターネットを利用して、青少年有害情報フィルタリングサービス（同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）</u>を利用できること</p>	<p>※ <u>携帯電話端末又はPHS端末の利用に際して</u>、青少年の健全な成長を著しく阻害する情報の閲覧を制限できる機能を想定している。</p>
	<p>(5) 連絡を取るための機能若しくはウェブサイトを<u>利用するための機能以外の機能がないこと又は青少年の家庭の状況に応じて青少年の健全な育成を図る観点から必要が認められない機能を保護者が適切に制限できること</u></p>	<p>※ 保護者が必要性を認めない機能の利用を制限できる機能が想定される。</p> <p>※ 電卓、メモ及びアラーム等の機能がないこと又はそれらの機能を制限できることまでは要さない。</p>
要件 2	<p>■ 規則第2条の2第1項第2号</p> <p>前号に掲げる要件に該当する機能が一括して提供されていること又は当該機能を保護者が容易に設定できるようにされていること</p>	<p>※ 「一括して提供されている」とは、契約時に全ての要件を満たしている端末又は店員が保護者の申出により機能の設定を行うことで、機能が一括して提供されること。</p> <p>※ 「容易に設定できる」とは、事業者により保護者が機能の設定を容易にできるマニュアル等が用意され、かつ、その操作が複雑でないこと。</p> <p>※ <u>携帯電話端末又はPHS端末を購入時等において</u>、事業者からその場でマニュアル等を提供されることが必要となる。</p>
要件 3	<p>■ 規則第2条の2第1項第3号</p> <p>第1号に掲げる要件に該当する機能を確保するため、その機能を設定し、又は変更する場合には、必ず保護者が関与する仕組みが確保されていること</p>	<p>※ 各機能の設定又は変更をする際に、必ず保護者が管理するパスワードを入力して行う仕組みや、保護者の同意書を徴することとなっている仕組みが想定される。</p>